

平成28年さぬき市議会第4回臨時会議案

平成28年12月27日提出

市長提出議案

議案第99号 さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

議案第100号 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第101号 工事請負契約の締結について（平成28年度さぬき市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事）

議案第 99 号

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 27 日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年さぬき市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「満たない子」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「」及び「」という。）」を削り、「場合において」の次に「、第1項中「3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり」を加え、「あるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項」を「あり、及び前項」に、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替える」を「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは、「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替える」に改める。

第12条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「あるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、「勤務しない」を「任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して12月（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあっては、規則で定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しない」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）にあっては、規則で定める期間）の期間」を「指定期間」に改め、同項ただし書を削り、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、さぬき市一般職の職員の給与に関する条例第28条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条の見出し中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に、「規則の」を「規則で」に改める。

（さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 さぬき市職員の育児休業等に関する条例（平成14年さぬき市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）中「養育する子」の次に「（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）」を加え、「1歳に」を「1歳6か月に」に、「以下「1歳到達日」を「第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」に、「を超えて」を「までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び」に、「在職することが見込まれる」を「採用されないことが明らかでない」に改め、「（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）」を削り、同号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日（」を「子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「が1歳6か月に達する日」を「の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託

することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号中「、若しくは」を「、又は」に、「失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された」を「失った」に、「休業若しくは」を「休業又は」に、「又は同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居する」を「が次に掲げる場合に該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないで児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号中「、若しくは」を「、又は」に、「失い、又は育児短時間勤務をしている職員が第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された」を「失った」に、「休業若しくは」を「休業又は」に、「又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居する」を「が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当する」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第18条第2項中「を承認されている職員」を「又は勤務時間条例第16条の2第1項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条第3項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項にお

いて読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

（さぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 さぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年さぬき市条例第190号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「までの子」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）」を加え、「大学」を「大学」に、「又は介護休暇」を「介護休暇」に、「が配偶者」を「が要介護者（配偶者）」に改め、「あるもの」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「勤務しない」を「管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して12月（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあっては、管理者が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しない」に改め、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

（さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、その小学校」を「その小学校」に改め、「までの子」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）」を加え、「大学」を「大学」に、「又は介護休暇」を「介護休暇」に、「が、配偶者」を「が要介護者（配偶者）」に改め、「あるもの」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「勤務しない」を「管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して12月（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあっては、管理者が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しない」に改め、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職

員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（介護休暇に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正前のさぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して12月（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあつては、規則で定める期間。以下同じ。）を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後のさぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して12月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（平成29年3月31日までの間における育児休業法第2条第1項の条例で定める者に関する読替え）

3 平成29年1月1日から同年3月31日までの間における第2条の規定による改正後のさぬき市職員の育児休業等に関する条例第2条の2の規定の適用については、同条中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号」とあるのは「第6条の4第1項」と、「養子縁組里親」とあるのは「里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

議案第100号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年12月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「30万7,800円」を「30万8,000円」に改める。

第10条第3項中「1万3,000円」を「1万1,500円、扶養親族たる子については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円）」に改め、「という。）」の次に「（扶養親族たる子を除く。）」を、「配偶者」の次に「及び扶養親族たる子」を加え、「1万1,000円」を「9,000円」に改める。

第22条第1項及び第2項並びに第23条第1項中「職にある」を「管理職手当の支給を受ける」に改める。

第27条第1項中「基準日以前」を「その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

第2条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第10条第4項中「である」を「たる」に改める。

第11条第1項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「である」を「としての」に改め、同項第2号中「である」を「としての」に、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改

め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合において」を「生じたとき」に、「、それぞれ」を「それぞれ」に、「扶養親族である」を「扶養親族としての」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族である要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員が行政職8級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員以外のものが行政職8級職員となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(さぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 さぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年さぬき市条例第190号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第13条の2第1項中「職にある」を「管理職手当の支給を受ける」に改める。

第15条中「職員の勤務成績に応じ」を「6月及び12月に職員の勤務成績の評価の結果及び勤務の状況に応じて」に改める。

(さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める管理又は監督の地位にある職員に対しては、支給しない。

第6条第2項中「前項の扶養親族」を「前項本文の「扶養親族」」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第15条第1項及び第2項並びに第16条第1項中「職にある」を「管理職手当の支給を受ける」に改める。

第18条第1項中「基準日以前」を「その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第9条の2第1項の改正規定並びに次項、附則第3項及び第5項の規定
平成29年1月20日

(2) 第1条中給与条例第10条第3項及び第27条第1項の改正規定並びに第3条中さぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条の改正規定並びに第4条中さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第18条の改正規定
平成29年4月1日

(3) 附則第4項の規定
平成30年4月1日

(4) 第2条の規定並びに第3条中さぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条第2項の改正規定並びに第4条中さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第1項及び第2項の改正規定
平成32年4月1日

2 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）第9条の2第1項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（初任給調整手当の内払）

3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された初任給調整手当は、第1条改正後

給与条例の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における第1条改正後給与条例第10条第3項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間にあってはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同年4月1日から平成32年3月31日までの間にあってはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

1万1,500円	9,500円	7,500円
8,000円	1万円	1万円
1万1,000円	1万円	1万円
9,000円	8,000円	7,000円

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第101号

工事請負契約の締結について（平成28年度さぬき市デジタル
防災行政無線（同報系）整備工事）

平成28年度さぬき市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年12月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成28年度さぬき市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 一金432,972,000円
うち消費税及び地方消費税額32,072,000円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市西宝町1丁目8番24号
株式会社四電工香川支店
執行役員支店長 小川 弘 |